

USPTO が庁費用の値上げに伴う IDS 規則の一部改定案を公表

2015年12月11日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許プロセキューションにおける IDS (Information Disclosure Statement) の提出は、提出時期に応じて要件／提出物が異なります。

たとえば、現行の IDS 規則によれば、Final OA 又は Notice of Allowance 発行までの場合であれば、所定の庁費用 (official fee) の支払と、37 CFR 1.97(e)(1)に規定の "statement" の提出とが必要となります。

また、Issue Fee の納付後であって特許発行までの間に、情報を審査官に考慮してもらうためには、QPID 試行プログラムへの参加、継続出願、又は、RCE 手続が必要となります。このような手続を行った場合、最終的に特許が発行されるまでに要する時間は長くなります。また、継続出願や RCE 手続の件数が多くなり、未審査滞貨の増加が懸念されます。

このような状況下で、このたび、USPTO は、庁費用の改定案を公表し、特許関連の一部の費用 (patent fees) を値上げすると共に、当該値上げに伴う IDS 規則の改定を併せて提案しています。

庁費用の値上げに伴う IDS 規則の一部改定案について、以下に説明します。

【全 3 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.